京都市告示第 3 4 6号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。 令和4年9月5日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 一般国道 供用開始の期日 告示の日 路線名及び道路の区域

路	線	名	区	間	旧新別	延	長	敷地の幅員
162号			右京区梅ケ畑御経坂町22番地の3地先から		旧		メートル 65. 40	メートル 8.90 ~ 13.00
			同区梅ケ畑檜社町6	番地の1地先まで	新		65. 40	$8.19 \sim 17.70$
			右京区梅ケ畑御経りから	反町49番地の2地先	旧		198. 70	$8.80 \sim 16.00$
			同区梅ケ畑中嶋町26	番地の2地先まで	新		198. 70	$9.60 \sim 15.80$

(建設局土木管理部道路明示課)